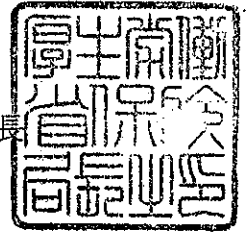


都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



高齢者の医療の確保に関する法律施行令の施行について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 18 年政令第 294 号)が、平成 18 年 9 月 13 日に公布され、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとされたところであるが、この政令の趣旨及び内容は次のとおりであるので、貴都道府県内の市町村(特別区を含む。)及び後期高齢者医療広域連合設立準備委員会等に周知徹底を図られたい。

記

1. 政令の趣旨

新たに創設する後期高齢者医療制度においては、医療給付や保険料の決定等の後期高齢者医療の事務は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行うこととなっている。

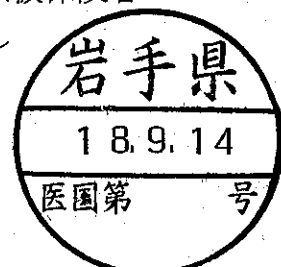
当該後期高齢者医療の事務のうち、保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務は、広域連合の処理する事務から除かれている。

後期高齢者医療広域連合が平成 18 年度末までに設立されることとなっているため、その処理する事務の範囲を確定すべく、後期高齢者医療の事務のうち市町村によって処理されるものを定めるものである。

2. 政令の内容

この政令において被保険者の便益の増進に寄与するものとして定める事務は、各種申請・届出の受付や被保険者証の引渡し等のいわゆる窓口事務であり、以下のとおりとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第 50 条第 2 号の規定による認定に係る申請の受付
- (2) 法第 54 条第 1 項の規定による届出の受付
- (3) 法第 54 条第 3 項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第 8 項の規定により交付される被保険者証の引渡し
- (4) 法第 54 条第 6 項及び第 9 項の規定による被保険者証の返還の受付
- (5) 法第 54 条第 7 項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し



- (6) 法第 54 条第 11 項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (7) 法第 56 条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (8) 法第 111 条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (9) 前各号に掲げる事務に付随する事務

明治二十五年三月二十一日 日刊行政機関の休日休刊
第三種郵便物認可付録資料版(毎週水曜)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○平成十八年五月二十三日から七月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(二九〇)

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(二九一)

○地域保健法施行令の一部を改正する政令(二九二)

○麻薬及び向精神薬取締法施行令等の一部を改正する政令(二九三)

○高齢者の医療の確保に関する法律施行令(二九四)

〔告 示〕

○日本国に帰化を許可する件

(法務四三〇)

○健康保険組合の名称を変更した件
(厚生労働五〇四)

○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件(同五〇五)
○労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の事務所の所在地を変更した件(同五〇六)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関を登録した件
(農林水産一二四一)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関を登録した件
(同一二四二)

○保安林の指定をする件(同一二四三)

○重要電源開発地点の指定に関する規程第四條第五項の規定に基づき重要電源開発地点として指定した件
(経済産業二八一)

○重要電源開発地点の指定に関する規程第七條第一項の規定に基づき重要電源開発地点の指定を解除した件
(同二八二)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通一〇八〇)
○水路測量の実施に関する件
(海上保安庁二〇四)

○船舶気象通報規程の一部を改正する件(同二〇五、二〇六)

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(環境一二八)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 国家公安委員会 警察
庁 金融庁 法務省 財務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

勞 働

○厚生労働省
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五條の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(同)

〔公 告〕

諸事項

官庁

○司法書士懲戒処分、建設業の営業の停止命令関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
公立学校共済組合役員の退職及び就職関係
会社その他

本号で公布された 法令のあらまし

○平成十八年五月二十三日から七月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第二九〇号)(内閣府本府)
1 平成十八年五月二十三日から七月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。
2 当該災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
(一) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
(二) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
(三) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
(四) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
(五) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
(六) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
(七) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
3 この政令は、公布の日から施行することとした。

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(政令第二九一号)(文部科学省)
1 傷病等級ごとの障害等に係る規定等の整備
(一) 傷病等級に該当する障害について、文部科学省令で定めることとした。(第四条の二関係)
(二) 障害等級に該当する障害について、文部科学省令で定めることとした。(第五条関係)
(三) 介護補償に係る障害について、文部科学省令で定めることとした。(第六条の二関係)
(四) 遺族補償年金を受けることができる遺族の障害の状態について、文部科学省令で定めることとした。(第八条第一項第四号関係)

2 改正後の第一条第三項及び別表(薬剤師としての経験年数が十年以上十五年未満及び十五年以上二十年未満である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。)の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 改正後の第四条の二、第五条、第六条の二(第二項中介護補償の金額に係る部分を除く。)、第八条第一項第四号、附則第一条の二第一項及び第二項並びに附則第一条の三第四項の規定は、平成十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償、障害補償、介護補償及び遺族補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償、障害補償、介護補償及び遺族補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 改正後の第六条の二第二項(介護補償の金額に係る部分に限る。)の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 前三条に規定するものは、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、文部科学省令で定める。

地域保健法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年九月十三日

政令第二百九十二号

地域保健法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域保健法(昭和二十二年法律第一一五号)第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域保健法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「小樽市」の下に「八王子市」を加える。

附則

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

(麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正)
第二条 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第一条中第七十二号を第七十四号とし、第四十一号から第七十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二 二・四・五トリメトキシフェニルメチルフェネチルアミン及びその塩類
第一条中第三十九号を第四十号とし、第十号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 一(三)クロロフェニル)ピペラジン及びその塩類
第三条中第六十九号を第七十号とし、第五十号から第六十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四十九号の次に次の一号を加える。

五十一 二(ジフェニルメチル)スルフィニル)アセタミド(別名モダフィニル)及びその塩類
(麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の一部改正)

第三条 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成十八年政令第五十九号)の一部を次のように改正する。
第一条第八号の次に一号を加える改正規定中「第八号」を「第九号」に、「九 二(一)クロロフェニル)ニ(メチルアミン)シクロヘキサノン(別名ケタミン)及びその塩類」を「十二(二)クロロフェニル)ニ(メチルアミン)シクロヘキサノン(別名ケタミン)及びその塩類」に改める。

附則
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百九十三号

麻薬及び向精神薬取締法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条の九第一項、別表第一第七十五号及び別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

(麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正)

第一条 麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和二十八年政令第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 二(一)ジフェニルメチル)スルフィニル)アセタミド(別名モダフィニル)及びその塩類

高齢者の医療の確保に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年九月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百九十四号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第四十八条の政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五十条第二号の規定による認定に関する申請の受付
- 二 法第五十四条第一項の規定による届出の受付
- 三 法第五十四条第三項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第八項の規定により交付される被保険者証の引渡し
- 四 法第五十四条第六項及び第九項の規定による被保険者証の返還の受付
- 五 法第五十四条第七項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し
- 六 法第五十四条第十一項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 七 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 八 法第一百一条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 九 前各号に掲げる事務に付随する事務

附則
この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎